

基本理念

基本目標

施策の柱  
(施策項目)

これまでの主な取組み状況

基本的数値目標

取組みの成果・課題等

今後の取組み

県民協働で、低炭素社会に貢献する「ごみゼロやまがたの実現」

全国二つ目の少ない県を目指して

3R推進のための循環型産業の振興

計画の基本的事項

- ①計画の目的：循環型社会の実現に向けた基本方針及び施策
- ②計画の性格：山形県新環境計画の分野別計画、山形県廃棄物処理計画としての性格も有する
- ③計画の期間：平成23年度～平成32年度
- ④計画の対象：循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等

1 資源循環型社会システムの形成

- 施策1 廃棄物等発生抑制の推進
- 施策2 地域循環圏形成の推進
- 施策3 3R推進のための総合的な施策の展開

2 資源の循環を担う産業の振興

- 施策4 循環型産業の創出・育成
- 施策5 低炭素社会を担う循環資源の総合利用の推進
- 施策6 循環型産業の市場形成の促進

3 廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減

- 施策7 廃棄物の適正処理の推進
- 施策8 廃棄物の不法投棄の防止

- マイバック運動の推進
- ごみゼロやまがた県民会議の開催・県民運動の実施
- 環境にやさしい料理レシピコンテストの開催
- 廃ペットボトルキャップの分別収集
- インクカートリッジの回収

- スーパー等による店頭回収の推進
- プラスチック製容器包装のリサイクル推進
- 地域循環検討会議の開催による地域課題解決の推進
- 集団回収・拠点回収の推進
- 廃棄物熱利用システムの推進
- 未利用資源活用プロジェクトの推進
- 農業用使用済プラスチック適正利用の推進

- 「やまがた環境展」の開催などの啓発活動
- 高校生環境ものづくり発表会の開催
- 大学と連携した3R推進ワークショップの実施
- ごみゼロ推進功労者表彰
- 環境学習支援団体の認定、環境教室の開催

- 企業が行う3R技術の研究開発・事業化調査への支援
- リサイクル施設等整備への支援
- 3R推進環境コーディネーターによる支援
- 小型家電リサイクル施設等整備への支援
- ゼロエミッションの推進(資源循環プロジェクト)
- 使用済部品活用商品開発事業の推進

- ペレットストーブ・ボイラー設置への支援
- 農林水産分野におけるバイオマス等の利活用推進
- 木質バイオマスの利用推進(各総合支庁)

- リサイクル製品認定制度の普及拡大
- リサイクルシステム認証制度による資源循環の取組や関連製品の普及拡大
- 「やまがた環境展」等における製品や取組みの普及
- 環境ビジネスアライアンスマッチングセミナーによるビジネスマッチの機会の提供
- グリーン購入の推進

- 海岸漂着物の円滑な処理及び発生抑制の推進
- 優良産廃処理業者認定制度の普及啓発
- 計画的な立入検査の実施
- 「山形県PCB廃棄物処理計画」による円滑な処理の推進
- 安定的な廃棄物処理機能の確保
- 県外産業廃棄物の搬入規制の継続
- 最終処分場周辺の環境整備補助事業
- 電子 manifests の普及

- 廃棄物適正処理監視員による監視
- 監視カメラの設置
- 防災ヘリ等でのスカイパトロールによる重点監視の実施
- 悪質な事案への厳正な対処

1 発生抑制に関する目標

①ごみ(一般廃棄物)の排出量

H21	→	H32	H25実績
416千t		355千t	409千t

※1人1日当たりのごみ(一般廃棄物)排出量

H21	→	H32	H25実績
909g		820g	921g

②産業廃棄物の排出量

H21	→	H32	H26(推計値)
3,557千t		3,622千t	3,558千t

2 資源の循環的利用に関する目標

③ごみ(一般廃棄物)リサイクル率

H21	→	H32	H25実績
19.6%		25%	19.2%

④産業廃棄物リサイクル率

H21	→	H32	H26(推計値)
58.4%		60%	59.0%

3 適正処理に関する目標

⑤ごみ(一般廃棄物)最終処分量

H21	→	H32	H25実績
48千t		39千t	45千t

⑥産業廃棄物最終処分量

H21	→	H32	H26(推計値)
113千t		90千t	96千t

○計画策定後の情勢変化

●今後、強化する事項、  
○法改正等情勢変化に対応する事項

1 資源循環型社会システムの形成

●マイバック運動の全市町村での実施など成果が表れている取組みがあるものの、一人1日当たりのごみ(一般廃棄物)の排出量は、景気の好転や人口減少により、平成23年度の880gを底に増加に転じている。ごみのうち、生活系ごみは減少しているが、事業系ごみは増加している。

- ・生活系：(H21)524g (H25)516g
- ・事業系：(H21)385g (H25)405g

●各種リサイクル法の施行やスーパー等による店頭回収の進展によりリサイクルは進んでいるものの、一般廃棄物のリサイクル率は、計画策定時からほぼ横ばいで推移している。

○やまがた環境展の開催等による啓発活動の結果、3Rに取り組む県民は確実に増えていると推察されるが、リサイクルに先だって2R(リデュース、リユース)の取組みをより推進することが必要である。(第3次循環型社会形成推進基本計画(国))

○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)が施行され、小型家電の再資源化の取組みを推進する必要がある。

○市町村の厳しい財政状況等により、老朽化した廃棄物処理施設が増加した場合、一般廃棄物の処理に支障をきたすおそれがある。(廃棄物処理施設設備計画策定(国))

●事業系ごみ(一般廃棄物)の排出を削減するため、市町村と協力し、企業に対し発生抑制や減量化、民間事業者を活用したリサイクル事業の活用等の普及啓発を推進する。

●生活系ごみ(一般廃棄物)については、引き続き3Rに対する普及啓発と減量化に繋がる事例や方策等の情報提供を行うとともに、古紙やビン等の再生資源ごみの回収を促進するなどの取組みを行っていく。

○ごみの発生抑制や減量化を推進するため、2R(発生抑制、再使用)の優先取組みを推進する。

○小型家電リサイクル法に取り組む市町村を増やすとともに、法を的確に運用し、小型家電の再資源化を推進する。

○地域における安定的かつ効率的な廃棄物処理システムを構築するため、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化を促進する。

2 資源の循環を担う産業の振興

●企業の研究開発、施設整備に対する支援やコーディネーターによる訪問・助言等により、環境に配慮した事業活動を行う事業者や循環型産業に関わる事業者の創出・育成が図られているが、個別の支援策にとどまっており、大きな産業として創出・育成する支援策がない。

●リサイクル製品認定の数は順調に増えており、更に、近年は市場性のある製品や一般消費者の購買意欲をそそるような製品も出てきていることから、取組みの成果は表れているが、リサイクル製品の販売額の大部分は特定の商品に偏ったものとなっている。

●ソフト支援からハード支援、さらには商品化から販路開拓へと一体的につながる支援策(施策)を行う。

●市場性のあるリサイクル製品の開発やリサイクル認定製品に対する消費者の認知度向上と購買・導入意欲を高める取組みを行う。

●東日本大震災と福島第一原発事故を契機として、バイオマスエネルギー等への関心、理解は深まっており、再生可能エネルギー担当部局と協力し推進していく。

○地球温暖化防止及び省エネルギーを推進するため、廃棄物処理施設における熱回収・エネルギー回収を促進する。

3 廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減

●計画的な立入検査や定期的な監視・指導により、行政検査の違反率や不法投棄箇所の箇所数は確実に減ってきており、廃棄物は概ね適正に処理されている。

○大規模災害時における円滑かつ迅速な廃棄物処理を実現するための事前の備えや、適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分である。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正に伴い、非常災害時における廃棄物の適正処理等に関する計画を策定する。

○少子高齢化社会の到来により、ごみ(一般廃棄物)の効率的な収集運搬方法や分別品目の見直しなどについて市町村等と検討する。